

近世の菅浦村と古文書について

青柳 周一

一 中世以降の菅浦の歴史を探る

「近世の菅浦村の古文書について」ということで、私は江戸時代、近世のお話をいたします。この写真は菅浦の東の側から西の方角を臨む風景で、今年（二〇一八。以下同じ）三月に菅浦へ調査に行ったときに撮ってきたものです（写真1）。菅浦は琵琶湖に沿って集落が長く連なると



写真1 現在の菅浦と琵琶湖

てもきれいな場所です。重要な文化的景観にも指定されています。

ところで講演レジュメで「国宝指定の答申を受けた菅浦文書」という微妙な書き方をしているのは、今年三月の段階で文化庁文化審議委員会の答申がありました。国宝になること自体は確定していましたが、それから官報に告示が出て国宝指定の手続きが完了しました。その告示が遅れに遅れまして、一〇月三十一日になってようやく出ました。

私はこのレジュメの原稿を一〇月二十九日に提出しました。ですから、その時点ではひよっとして今日（十一月四日）の講演会に告示が間に合わないかもしれないと思いい、このような弱気な書き方になっております。「晴れて国宝になった菅浦文書」と書き改めてください。

国宝「菅浦文書」のうち、最も古い年紀のものは長久二年（一〇四一）です。そこから鎌倉、室町、戦国時代の文書を主として、一部に近世の文書も含んでいます。「菅浦文書」というと中世というイメージが非常に強いですが、近世の史料も存在するわけです。

では、菅浦でどのように「菅浦文書」が保管されてきたか。かつては菅浦の区長の間で、持ち回りで文書を保管していた。そのときに使われていた箱が「開けずの箱」と呼ばれています。集落外の者には箱の中の文書を見せなかつたそうです。それと、須賀神社で保管されていた文書。これらが、今回国宝に指定された「菅浦文書」ということになりました。

ただし菅浦には、これ以外にも歴史資料が残されています。たとえば近世から明治・大正期に村で作成された文書が中心となる「菅浦共有文書（近世・近現代分）」（二〇五七点）。また、近世に領主となった膳所藩の代官を務めていた菅浦家という家があり、こちらに伝わった「菅浦家文書」には、中世と近世文書が含まれます（四八一点）。この「菅浦共有文書」と「菅浦家文書」は当史料館で保管していますが、地元の阿弥陀寺にも近現代の村の行政に関わる文書が大量に保管されています。

このように、菅浦には複数の史料群が伝来しているのであり、これらを有効に組み合わせることによって、中世から近世を突き抜けて近現代に至るまで、全歴史過程を研究することが可能となります。そうした意味で、菅浦は極めて稀有で貴重な村だと言えます。これもまた

た「菅浦文書」が有する学術的価値のひとつであって、それはまさに国宝指定にふさわしいものであると、強く主張しておきたいと思えます。

ただ、これまで菅浦についての研究上の花形であったのはやはり中世史でして、研究論文や論文は七〇〇を超す点数があり、数えるだけでも大変です。一方で近世史については、原田敏丸さんや岸妙子さん、東幸代さんなどのご研究[〔]がありますが、まだまだ蓄積が少ないというのが現状です。

「菅浦文書」には天正年間や慶長年間、一六世紀後半以降のまさに中近世移行期の史料があまり残っておりません。その理由自体も解明する必要がありますでしょうが、中世から近世にかけての具体的な変化の様子があまりよく分からないということも含めて、近世に関してはまだまだ未解明の部分が多くあります。今日はその近世の菅浦に関して、若干お話ししてみることになります。

二 近世の菅浦村の生業と生活環境

先ほど近世菅浦の領主は膳所藩であると言いましたけれど、近世初頭に誰が菅浦を治めていたかについては、実はよく分かりません。慶安四年（一六五二）に本多俊次が伊勢亀山から膳所藩に転封されたときから、菅浦村が膳所藩領に入ったことは確実です。

菅浦村の石高は近世を通じて四七三石で、それほど規模は大きくありません。中世にあって菅浦の住民は供御人となり、京都へ鯉や枇杷などを納めていたこともあって、当時の菅浦には専ら漁業を営んでいたというイメージがあります。しかし、東幸代さんが論証された通り、それは少なくとも近世には当てはまりません。東さんは論考中に「漁撈や湖上

交通に生業の重きを置いていた中世菅浦の姿は、近世に後退した」と書かれています^{〔2〕}。

では近世の菅浦村の生業は何が中心になっていたかという点、中世以来の日指・諸河などの耕地での米作や、また山に開いた畑などでの油桐の栽培でした。史料中には「油実」とも表記されますが、実を収穫して搾ると油が取れます。この油が菜種油の代用として燈油となり、また雨合羽などに塗る加工用の油として使用されました。近世にはある程度需用があつたようで、菅浦村にとって重要な産物となつております。菅浦村では、膳所藩への年貢の三割までを油桐によつて納めていました。

油桐は、中世から菅浦に導入されていたようで、一六世紀半ば頃の状況は今回の企画展で展示している史料（「菅浦文書」四二二一）からも窺うことができます。

また菅浦は南向きの斜面に開けた、日当たりがいい集落です。そのため果物などを栽培するのに適しています。この点について、近世から遠くない時期の史料として、明治九年（一八七六）の「物産員数并代価取調書」という、当時の菅浦村で生産していた産物を書き上げた史料を見てみましょう（史料1参照）。この史料によれば、当時の菅浦村では中世と同じく枇杷も作っています。

ほかにも蜜柑、梅、柚子、柿、李（スモモ）、また牛蒡や葉煙草など、実にいろいろな産物が書き上げられています。しばらく読み進めると、ようやく鮒や水魚といった湖魚が出てきます。この史料で確認できる村の産物を数えると、全四八種類に及びます。とても多角的な生産活動を行っていたということです。

主な内訳は、穀物が一二種類、野菜・果物が一二種類、湖魚が六種類

で、そのほか繭も見えます。これは幕末開港以来、海外輸出用の商品として生糸の価値が上がり、各地で生産が始まりますが、菅浦村でも同じであったようです。生糸を作るため、蚕の餌となる桑も栽培しています。こうした多数の産物を組み合わせながら、当時の菅浦村では生活を成り立たせていたと考えられます。

この史料には、産物ごとの価格も書いてあります。その上位を見てみますと、米、糯米、繭、生糸、桑、薪、割木といった辺りの価格が高い。つまり、これらが村にとっての主力産物であったと言えるでしょう。

一方で、この史料には少々謎がありまして、油桐がまったく出てきません。これについては確たることは言えませんが、近代早々に山畑が油桐から桑の生産に転換したことも考えられます。蚕を飼うための桑に切り替えていったというわけです。

湖魚漁は確かに行っています。しかし、収穫量は決して多くありません。先ほどの東さんのご研究と合わせて、こうした史料から見ても、菅浦が専ら琵琶湖で生産活動を行っていた海の民であるというようなイメージは、少なくとも近世には当てはまりません。むしろ、山の民であったということですね。

次に、菅浦村での生活を脅かすものということで、災害の話をしたと思います。レジュメでは、風水害と獣害を取り上げています。まず風水害ですが、菅浦に参りますと家や耕地の周りを石垣で囲った箇所が多く見られます。これらは波除けのためのものです。琵琶湖に直面している菅浦は風水害の頻発地域で、水害に襲われることを想定した村づくりになっていると言えます。

なお、これら石垣は重要文化的景観の構成要素になっているのですが、

台風二一号によって被害が生じてしまったそうです。

元文三年（一七三八）の六月四・五日に湖北で大水害が発生し（これは『東浅井郡志』にも記述があります）、このとき菅浦村でも洪水と大規模な山崩れに見舞われています。菅浦の耕地は山沿いにあるものが多く、それが山崩れによって大きな被害を受けたわけですから、当然ながら収穫量が減少し、藩への年貢納入にも影響が生じてくることになりました。

ここでは岸妙子さんのご研究を参照しています³⁾。やはり菅浦村はかなりの被害を被つたらしく、以後幕末まで年貢から「午年山崩」の分が恒常的に減免されることになりました。この「午年」が元文三年で、幕末といえ一八六〇年代ですから、約一三〇年にわたって災害の影響が地域の中に残り続けたことになりました。

これ以外にも、菅浦村は中小規模の水害には何度も見舞われています。その被害を軽減するために村内に石垣を設置しているのですが、この石垣自体も水害時にはしばしば破損しています。そうした際、菅浦村では藩に年貢減免を願い出ます。このような願書や被害調書の類いも「菅浦共有文書近世分」には多く含まれますが、ここでは安永三年（一七七四）の史料³⁾を見てみましょう。

表題は「村方畑方困潰・家風損検分書付」です。その内容は、「村困」や「浜通」などの石垣の被害について、「九間 石垣崩れ」や「式拾間 波欠」などといったように、個々の被害が生じた場所の長さを調べて記したものとなっています。ただし畑の被害分と区別しにくい記述もあり、純粹に石垣だけの被害がどれだけであったか確定は難しいですが、石垣・畑に関わっては合計四六二間（約八三六m）におよぶ被害が出たことになっています。

天明二年（一七八二）の水害の際には、「風雨大波二而、村居・浜通りかこい石かき（囲い石垣）打くづし、家居江一面水打込」と史料中にありますから、石垣が崩れて家に水が入ってきてしまい、「損シ候家も出来仕、甚難義めいわく仕候」、つまり水によって破壊される家もあって非常に困っている。こうした生々しい証言も、史料から読み取ることが出来ます（以上、史料2参照）。

続きまして、獣害の話です。菅浦を訪れたことのある方はびんと来ると思うのですが、菅浦はいまも果樹栽培が盛んです。そして、その果樹の多くは金網に囲われています。つまり獣害が多いのです。

菅浦は、集落の真後ろまで山が迫っています。しかも近世には山中に耕地が多く開かれていましたから、山に住むイノシシやシカといった獣の活動と、人びとの農作業の間に厳しいせめぎ合いが起きていました。

近世の村では一般的ですが、動物を追い払うためには脅し鉄砲を使用しました。村人たちは武器としての鉄砲を持つことは禁止されていましたが、農具として、つまり農作業のために鉄砲を使用することは許されました。こうした鉄砲について、菅浦村では代官の菅浦家で保管していたことを示す史料があります（史料3参照）。

寛政五年（一七九三）には、イノシシやシカが田畑の作物を食い荒らして非常に困っているということで、大浦との境目の辺りから菅浦の在所、つまり集落にかけて、五〇町余に及ぶイノシシ除けの垣根をつくっています⁵⁾。大浦との境目というところ、日指、諸河の辺りですね。

五〇町といえは約五・五kmですから、非常に長い。この垣根に関して材料木や縄などを購入する予算を計上した史料が残っていますが、こういったものを作りながら、厳しい自然環境の中で生活を維持してきたと

というのが菅浦村の現実の姿でした。

三 菅浦村での文書の保管

菅浦といえは中世文書で有名ですが、その中世文書は現代までどう伝わってきたのでしょうか。特に江戸時代において、村の中でどう保管されていたのか。それは現時点で、実のところよく分かっていません。

「開けずの箱」の状態になったのは、はたしていつ頃からと考えられるのか。この点については、宝暦五年（一七五五）の段階で、「菅浦文書」のうち七〇九号など中世文書三通が「長橋殿」という人物によって改められたことを示す史料もあります⁶⁾。すなわち、当時は外部の人に文書を見せていた形跡もあるのです。それが「開けずの箱」に秘匿されるのはいつからなのか、なかなか特定が困難です。

しかし「菅浦共有文書近世分」、つまり江戸時代になってから村で作成された文書がどのように保管され、受け継がれたかはある程度判明するので、そのことについてお話しします。

今回この講演の準備をする中で見つけた、面白い史料があります（史料4参照）。細かく読んでみると時間がないので、内容をかいつまんでご説明します。安永四年（一七七五）のことですが、当時菅浦村の庄屋であった与五郎は、長年庄屋役を務めてきたのもう辞めさせてほしいと申し出ています。しかし、村側はなかなか承知しません。

やがて与五郎は、庄屋役を務めるにあたっては「大切之帳箱」の中にある引き継ぎ文書の保管が負担となっており、それをどうにかすること、が庄屋の代役を探すために必要と考えたようです。庄屋の引き継ぎ文書とは、後に見るように年貢の免状や宗門改帳などいろいろあったよう

すが、それらは「帳箱」に収めてありました。その管理を今後は庄屋が担当するのではなく、代官に任せたいと与五郎は史料中で言っています。そして与五郎は当時代官を務めていた菅浦家の新太郎（この頃はまだ「菅浦」への改姓前で、正確には嶋津新太郎）に、この話を持ちかけたわけです。今後は帳箱をあなたのとこで預かってほしいと。

しかし、新太郎はこれを拒否します。「以前も自分のところで預かったことがあったが、後で村側に渡すことになったではないか」と。しかし、これを預かってもらわないと庄屋の代わり手が見つからないということ、ついに与五郎は膳所藩に訴え出てしまいます。

与五郎によれば、帳箱を管理しているとそれに手間を取られ、遠くの方にある「農業之場所」まで農作業に行つていられなくなるといふことです。この遠くにある場所というのは、間違ひなく日指・諸河のことです。これは、いかにも菅浦らしい問題だと思えます。当時の村にあつて、文書を保管するのも大変だったということです。

しかし、村の文書を庄屋ではなく代官が預かることにはならなかったようです。安永四年から八年後の天明三年（一七八三）に作成された、庄屋が交代するときに引き継ぐ文書の目録が残つており（史料5参照）、庄屋による保管がその後も継続したことが判明します。

この目録を見ますと、当時の菅浦村で庄屋が代々引き継いだ文書、つまり村の運営上重要とされた文書が何であつたかが分かります。目録には過去の免状六八通をはじめ、検地帳や宗旨改帳などが四七種類も挙がつており、確かに庄屋個人で保管するのは大変だったでしょう。そのほかにも庄屋は、椀や鉢、提灯など、村共有の道具類も一緒に保管しなければならなかったようです。

ただし近代以降の菅浦では、区長が中世文書を収めた「開けずの箱」を持ち回りで保管しましたが、近世の庄屋が当時の村の文書が入った箱と一緒に中世文書まで保管したのかどうかは、残念ながら不明です。

近世文書の保管について、幕末の動向を見てみましょう。取り上げるのは文久四年（一八六四）の史料で、その内容は以下の通りです（史料6参照）。

庄屋と肝煎が「御前帳・御名寄帳・午年荒帳」という三種類の帳面に関して、文久四年にこれを改めた。つまり改訂版を作成したので、「古帳面」は「八王子」、すなわち小林神社（近代以降に保良神社・赤崎神社と合祀されて須賀神社となる）に納めたということを、村人たち全員（惣村衆中）に説明しています。

これと関連して、「菅浦共有文書近世分」には文久四年以前

《内検帳》

- ・明暦2年(1656)「内検之写■」(255)
- ・寛延3年(1750)「内検之写帳」(204)

《午年荒帳》

- ・元文3年(1738)「洪水難内検」(256)
- ・宝暦13年(1763)「午歳山崩田畑荒名寄帳」(261)
- ・寛政7年「午年田畑荒高書抜帳」(262)
- ・天保4年「午年田畑荒高書抜帳」(263)

《名寄帳》

- ・寛政7年(1795)「反別名寄人別帳」(205)
- ・天保4年(1833)「田畑名寄人別帳」(208)

表 「菅浦共有文書近世分」中の「御前帳（内検帳）・名寄帳・午年荒帳」

※数字は「菅浦共有文書近世分」の請求番号。「内検帳」と「午年荒帳」は、史料5（庄屋引き継ぎ文書目録）にも挙がっている。

の、つまり「古帳面」に該当するであろう「御前帳・御名寄帳・午年荒帳」が含まれています（表参照）。この三種類の帳簿は、それぞれ近世の間に改訂版が数度にわたって作成されました。

まず「御前帳」とは「内検帳」のことで、現存する中では明暦二年（一六五六）の「内検之写帳」が最も古いものです。先ほど太田浩司さんのご講演の中で、菅浦では村の外には土地を売らなかつたが、村内での売買は行っていたというお話がありました。「内検帳」とは、まさにそのことについての近世段階での記録です。

「内検帳」には村の耕地それぞれについて、所在地と面積・石高のほか、「真蔵坊へ渡り、宮内左近へ渡す、左近ノ四郎入」などといったことが記されています（写真2参照）。これは、その耕地が真蔵坊から宮内左近、さらに左近四郎へ移動したことを示します。

このように「内検帳」には、菅浦村の中で耕地が移動した経緯が逐次記録されており、誰から誰に渡ったのか、その順序をたどることができません。一方「名寄帳」では、個々の持ち主ごとに耕地を書き上げていきます。この中で「持地」とあるのは、もともと半三郎の土地であったが、「新九郎内」とあるのは新九郎から半三郎へと渡った耕地であることを示します（写真3参照）。

これら史料を通じて、近世の菅浦村の耕地については村人の間での移動順を含めた所持関係を明らかにすることが可能です。しかし、現在までにこうした点について本格的な研究を行ったのは、原田敏丸さんだけです。今後はもっと近世史研究者に注目してほしいと考えます。

「内検帳」と「名寄帳」は、菅浦村にとって村内の耕地の過去と現在に関する重要な文書だと言えます。一方で「午年荒帳」とい

うのは、先ほどお話しした元文の大水害の際に被害が生じた耕地にあって、その後どれだけ年貢が免除されることになっているのかを記録した史料です。これもまた、村人それぞれの年貢高と免除分を確認するうえで、重要な文書と言えます。だからこそ村では大切に保管し、数度にわたり改訂版を作成し内容を更新したと考えられます。

この三種類の文書を、菅浦村では極めて大切なものと認識していたのでしょうか。だからこそ、文久四年段階でこれらの改訂版を作成したあと、「非現用文書」となった「古帳面」も保管したと考えます。「非現用文書」とは、公文書管理制度上の文言で、本来の作成目的自体は終了した文書のことです。しかし「非現用文書」は、後々の業務での参照用や、あるいはその組織による活動の記録といった歴史的価値が認められる場合には、廃棄されず保管の措置が取られます。

文久四年に「御前帳（内検帳）・御名寄帳・午年荒帳」の「古帳面」が神社に保管されたのは、現在の「非現用文書」とその保管と共通するような考え方が当時の菅浦村にあったことによるのでしょうか。そして、そのことが村人全員に周知されたのは、「御前帳（内検帳）・御名寄帳・午年荒帳」が村人の生活と直結する内容の、いわば「公共性」の高いものと捉えられていたからこそではないでしょうか。

ここには、村の歴史や活動の記録をあえて残すという意識が表れていると思われまふ。太田さんもご講演の中で、菅浦における社会の持続性への意識を指摘されましたが、それは近世にもこのようなかたちで受け継がれていたのではないのでしょうか。

菅浦村の人々は、自分たちがいつたい何をしてきた何者であるかについて、史料を作成し保管することを通じて後の世代へ語り継ごうとして



写真2 「内検帳」



写真3 「名寄帳」(半三郎の頁)

いました。そして我々は、まさにそのおかげで現在まで伝来した数々の史料を利用して、菅浦の歴史について学ぶことができるのです。

このような過去の人々の取り組みを貴重なものとして受け止めながら、今後も史料を研究に活かしていきたいと考える次第です。以上です。

注

- (1) 主な研究成果として、原田敏丸①「近世の近江における村落共同体の原型―江州浅井郡菅浦村―(上)(下)」(『彦根論叢』二二・二三、一九五四。後に原田『近世村落の経済と社会』山川出版社、一九八三の第一章に収載)、②「村落の自治に関する一考察―近江国菅浦村について―」(宮本又次編『藩社会の研究』ミネルヴァ書房、一九六〇。後に原田前掲書第二章に収載)、岸妙子①「近江湖岸村落領域についての一史論―近世菅浦村研究の課題と展望―」(『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要』史学編一、二〇〇二)、②「近世菅浦における地先支配―寛保三年地先争論を中心に―」(『史窓』六一、二〇〇四)、東幸代①「近世の菅浦」(長浜市文化財保護センター編『菅浦の湖岸集落景観保存活用計画報告書』第二章(3)、二〇一四)、②「近世菅浦の生業」(『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』四九、二〇一六)など。
- (2) 注(1) 東論考②。
- (3) 注(1) 岸論考②。
- (4) 「菅浦共有文書近世分」八六七。
- (5) 以上、「菅浦共有文書近世分」六二一より。
- (6) 「菅浦文書」二二三号。この点については関口恒雄が「菅浦文書―その史料批判と若干の問題によせて―」(『経済志林』三一・二、一九六三)で指摘した。田中克行『中世の惣村と文書』(山川出版社、一九九八)、松井直人「菅浦文書の『発見』とその前後」(『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』四九、二〇一六)も参照。
- (7) 注(1) 原田論考①。

史料編

※傍線および丸括弧内の文字は全て筆者による。史料本文中の破損や判読困難箇所は■で示した。

【史料1】

(表紙)「明治十年一月

明治十一年一月書上之分印有

明次九年中物産員数并代価取調書

浅井郡第十五区

菅浦村

明次 九年中物産員数并代価取調書

浅井郡第十五区菅浦村

(以下、一石あたりの単価の記載などは省略)

一米式百石	価金八拾貫目	四円廿銭
一糯米拾九石	価金九拾五貫目	四円三十五銭
一小麦三石	価金壹貫貳百目	四円十三銭
一大麦四拾五石	価金九貫目	貳円五十銭
一小豆壹石五斗	価金壹貫三百五拾目	
一大豆七石	価金三貫五百目	四円五十銭
一蕎麦拾石	価金三貫目	四円五十銭
一胡麻三斗	価金三百目	
一唐黍貳石五斗	価金七百五拾目	
一碗式石五斗	価金七百五拾目	
一蚕豆五石五斗	価金壹貫九百廿五目	

- 一大角豆老石 価金四百五十貫目
- 一清酒貳拾石 価金拾六貫目
- 一味噌四千斤 価金拾貳貫目
- 一大根五千貫目 価金五貫目
- 一蕪菜千五百貫目 価金貳貫貳百五十貫目
- 一里芋三百目 価金老貫五百目
- 一薩摩芋貳百貫目 価金老貫目
- 一山芋六拾貫目 価金老貫貳百目
- 一茄子千貫目 価金貳貫目
- 一西瓜貳百五十貫目 価金老貫五百目
- 一午房百拾貫目 価金七百七十貫目
- 一葉煙草八拾貫目 価金四貫目
- 一柿六百貫目 価金老貫八百目
- 一季六拾貫目 価金百八拾目
- 一批杷五百貫目 価金貳貫五百目
- 一檳柑七拾貫目 価金老貫四百目
- 一柚五拾貫目 価金百目
- 一梅百五十貫目 価金七百五十貫目
- 一乾柿拾貫目 価金三百五十貫目
- 一鯛貳拾貫目 価金老貫目
- 一水魚老万五千串 価金三貫七百五十貫目
- 一鯨百五十貫目 価金四貫五百目
- 一鯨百八拾貫目 価金老貫八百目
- 一鰻八拾貫目 価金四百八拾目

- 一蘭貳百貫目 価金貳拾五貫目
- 一生糸七貫目 価金拾六貫八百目
- 一麻苧五拾貫目 価金五貫目
- 一菜種粒老石 価金四百目
- 一杉板七拾坪 価金老貫四百目
- 一杉皮五拾坪 価金三百目
- 一葎貳百貳拾束 価金貳百廿目
- 一製茶五百斤 価金六貫目
- 一桑八千貫目 価金三拾六貫目
- 一薪貳拾万束 価金八拾貫目
- 一割木四万貫目 価金三拾貫目
- 一竹三百束 価金三貫目
- 一布百貳拾反 価金九貫目

右之通当村物産員数并価金取調候処、相違無御座候、以上

(後略)

(菅浦共有文書近世分46)

【史料2】

(端裏書)「八月十四日差上可申候」

乍恐奉願上口上書

一当月九月、風雨大波二而、村居・浜通りかこい石かき打くづし、家居江一面水打込損シ候家も出来仕、甚難義めいわく仕候、畑地之義ハ浜通り一円流失仕、又ハ荒石馳込、平地ハ惣躰水押ニ相成、難義仕候間、乍恐御願奉申上候、何とそ兼而御教被成下候様ニ奉願上候、御慈悲之

上、右願之通り被 仰付被下候は、難在忝可奉存候、以上

菅浦村

天明二年

肝煎 半三郎 印

寅ノ八月日

組頭 五郎吉 印

同 孫四郎 印

御奉行様

御代官 嶋津新太郎 印

(菅浦共有文書近世分868)

【史料3】

指上ケ申一札之事

一鉄炮耖挺

玉目三匁五分

持(以下、破損)

一鉄炮耖挺

玉目三匁八分

持(以下、破損)

鉄炮合式挺

右ハ畜類威鉄砲所持仕、前方御改ニ付、書付指上ケ申候通、相違無御座候、其外寺社牢人又は売買鉄砲ニても村中ニ耖挺も無御座候、右之鉄炮紛失無之様ニ可仕候、尤損候所御座候て、直し申候ハ、御断申[■]、御指図を請、直し可申候、此外自今已後、無御断鉄砲所持仕間敷候、此鉄炮ニて畜類おとしの外、悪事仕間敷候、尤鉄炮持主之外、他人ハ不及申、親子兄弟ニて御座候共借申儀、曾以仕間敷候、右之趣相背申候ハ、本人ハ不及申、庄屋・肝煎・組頭迄何様之曲事ニも可被 仰付候、為後日一札如件

元禄三年

江州浅井郡菅浦村庄や

巳ノ閏正月五日

新二郎

閏正月五日近藤次兵衛殿へ頼、

榊原新八様へ差上ケ申候

御奉行様 とめ書

(菅浦家文書177)

【史料4】

乍恐奉指上口上書

一私義、去夏六月ハ庄屋役前相預り、乍不調法当六月迄相動来り候、是以万端不都合勝之私義ニ御座候得は、達而停退も仕度奉存候得共、村方ハ格別無拗役義相預ケ候ニ付、不得止事を相動罷在候、然候処、当六月いつ連も庄屋役代り之節ニ御座候故、役前外江相送り申度、其段村方江申談候処、又々此度も其俣ニ而、役前相動候様ニと再三申候得共、何分私不調法者ニ御座候故、是非々退役仕度旨申置候、尤当村之儀、何れ之者共連も耕作而已ニ打掛り居申候儀ニ付、甚以何か不骨勝ニ御座候而、役前中ハ作も一向すたり申候、殊更村方農業之場所ハ遠路ニ御座候得は、留守中も無覺束、大切之帳箱預り居申候而ハ至而難義仕候、右ニ付、帳箱新太郎江預ケ、其上ニ而村方之内役前相定メ申度、此段新太郎江色々相頼候得共、先年預り居申候而、其後村方へ相渡し候事故、今以村方難義之筋有之候而も、又候相預り候義難相成、殊更帳筐村方ニ無之候ハ、たとひいか躰之懸り成者ニ而も役前相動り候道理、至而、恐多キ御事故、預り候義は曾而相成不申候由被申候、是以尤成義ニ奉存候

依之、右之趣御窺奉申上候上 御差図次第二致被答候ニと相頼候得共、

帳箱之義ハ先年之例も有之候処、相窺候義ハ何分恐多く候由、是以難
 黙止、村方之内分御窺申上度内談仕候処、私共古役前之儀ニ付、乍内
 分御窺申答と私共兩人江無扱相頼申候、右躰不調法勝ニ而、役前仕落
 等出来仕候歟、御大切之御年貢帳面等相預り居申候而ハ、一向農業等
 難相働、何卒新太郎江帳箱相預ケ、跡役相究申度奉存候、右之段書附
 を以御窺奉申上候
 御賢慮を以、宜敷被為 仰付被下候ハ、村方之者共難有仕合ニ可奉
 存候、以上

安永二年巳七月

御奉行様

菅浦村

肝煎五兵衛(印)

右同村

庄屋与五郎(印)

(菅浦家文書36)

出入年ニあり

一御檢地帳写

慶長とら七年 壹冊

一内檢古帳

明暦二申年 壹冊

一内檢新写帳

延享三午年 壹冊

一御条目写

壹冊

一御免相拜見証文

壹通

一田畑荒名寄帳

元文三午年 壹通

一供⁽²⁾水難内檢帳

元文三午年 壹通

一田畑水所畝引帳御印付

延宝九酉年 壹通

一田畑起方帳

延享元子年 壹通

一同起方帳

延享二丑年 壹通

一同起方本高入長

宝曆九卯年 壹通

一田畑荒帳覺書出

寬延二巳年 壹通

一田畑荒所起方帳

【史料5】

(表紙)「

庄屋 兵左衛門
 年寄 半三郎

菅浦村 同 平太夫

同 左近四郎

天明三卯年諸帳面

万渡し目録

一御免相六拾八通

内數 つふら尾分

近世の菅浦村と古文書について

- 元文四未年 壹通
一 田畑起方帳
宝曆二申年 壹通
一 御復田畑覚帳
寛延二巳年 壹通
一 高懸り御用金割付帳
寛保三亥年 壹通
一 朝鮮人国割御用割付
人別帳明和元申年 壹通
一 午酉兩年荒田畑起方帳
明和六丑十二月 壹通
一 歩食米御願人別并
御扱米頂戴帳
安永七戌年 壹通
一 右同断御扱米頂戴帳
安永八亥年 壹通
一 子年檢増人別帳
安永九年
十二月差上候扣 壹通
一 同村方仕法立人別取扱長^(巻)
安永八亥年 壹通
并油ミ畑鋤数何分書物衣入^(袋考)
一 丑年仕法立人別帳 二冊
并当座寄物受取長
- 袋
一 年仕法立人別帳 壹通
并当座寄物長 壹通
袋入
一 〇出シ置候内寄帳
寛延二巳年拾六通
一 小山手形 壹通
一 丑年御物成小割庭帳 壹通
一 宗旨御改帳丑春之
寺請帳拾冊
一 宗数明細帳 壹通
一 鉄炮証文 壹通
一 午年山崩田畑名寄
新帳壹通
一 賄方借用証文案 壹通
一 酉年臨時御用金家割
懸り割合帳 壹通
一 丸船艦船御改長 一通
一 明和三戌年家別高懸り
臨時御用金帳 壹通
一 人別御用金覚帳
明和九辰年 壹通

天明三年 庄屋兵左衛門
卯三月日 年寄半三郎

同 平太夫
同 左近四郎

右之外卯年以後求ル

茶弁当壺つ

黒ぬりほん(蓋)五枚

ちよちん 壺はり

美濃紙

半し

つふら尾諸道具覚

一ふとん 三つ

一馬提灯 壺つ

(後略)

(菅浦共有文書近世分27)

【史料6】

目録

一御前帳

一御名寄帳

一午年荒帳

右

文久四年

子年相改、古帳面ハ

八王子様御納置候

庄屋 六三郎

肝煎 半三郎

同 平三郎

惣村衆中

(菅浦共有文書近世分68)

(付記) 本稿は、科学研究費基盤研究(A)「菅浦文書」の総合調査及び村落の
持続と変容の通時代的研究」(課題番号16H01944)の成果の一部である。